

K 社会教育・文化・スポーツ

K - 1 社会教育・文化施設等

K - 1 - 1 公民館数 K - 1 - 2 公立図書館数 K - 1 - 3 公立図書館蔵書数 K - 1 - 4 公立図書館登録者数
K - 1 - 5 公立図書館貸出冊数 K - 1 - 6 文化財指定件数

資料元 茨城県教育庁生涯学習課資料，茨城県立図書館資料，茨城県教育庁文化課資料

K - 1 - 1 公民館数

社会教育法の規定に基づいて設置された「公民館」であり，市町村その他一定区域内の住民のために，実生活に即する教育，学術及び文化に関する各種の事業を行い，地域住民の生活文化の振興，社会福祉の増進に寄与することを目的とした地域社会における社会教育の中心施設である。

公民館は，本館と分館に分けられ，分館とは，社会教育法第21条第3項の規定により設置されたもので，市町村教育委員会が維持・管理・運営に当たっているもの（地方自治法第244条の2第3項に基づき管理者を指定しているものを含む。）をいう。

本書では，分館も1館として計上している。

K - 1 - 2 公立図書館数

図書館法第2条第2項に規定する図書館のうち，地方公共団体が設置するものをいう。また，分館もそれぞれ1館として計上している。

なお，「分館」のうち，地方公共団体の設置する図書館については，条例又は教育委員会規則により，本館に所属して設置されたもので，特定の施設設備がその用に供せられ，特定の職員が配置されて図書館奉仕が行われているものをいう。

K - 1 - 3 公立図書館蔵書数

公立図書館で閲覧に供している図書冊数をいう。なお，委託された図書及び未整理分も含まれる（雑誌は含まれない）。

K - 1 - 4 公立図書館登録者数

公立図書館において，あらかじめ館外貸出を受けるために登録した者の延べ数をいう。

K - 1 - 5 公立図書館貸出冊数

公立図書館における館外貸出図書延べ冊数をいう。なお，自動車文庫及び巡回文庫分も含まれる。

K - 1 - 6 文化財指定件数

ここでいう文化財指定件数は，国指定，県指定，市町村指定の合計で年度末の数値である。ただし，県値には全県指定の件数を含んでいるため，市町村の合計値と一致しない。

K - 2 公共スポーツ施設

K - 2 - 1 運動広場数 K - 2 - 2 テニスコート数 K - 2 - 3 クロッカー・ゲートボールコート数
K - 2 - 4 体育館数 K - 2 - 5 プール数
K - 2 - 6 公立小・中・高等学校体育施設開放校数：屋外運動場，屋内運動場，プール

資料元 茨城県教育庁保健体育課資料

公共スポーツ施設

市町村が設置し，直接管理・運営している施設，又は法令等に基づいてその管理・運営を他の団体に委託しているスポーツ施設をいう。

K - 2 - 1 運動広場数

本書でいう「運動広場数」は，多目的広場，野球場，ソフトボール場，陸上競技場及び球技場を合計したものをいう。

K - 2 - 6 学校体育施設開放校数

学校体育施設開放とは，「学校教育活動以外の目的のために，学校体育施設を，自校の児童・生徒又は地域住民一般の使用に供すること」をいうが，その使用目的を余暇活動としてのスポーツ，身体的レクリエーション活動（子どもの遊びを含む）に限定した数字がとられている。

開放の状況（昼間のみ，夜間のみ，昼夜間とも別）及び開放の形態（定期的に開放）について，その年度に開放を実施している数値が計上されている。

なお，数値は各体育施設（屋外運動場，屋内運動場，プール）ごとに計上されているため，開放校数（合計）は延べ数である。

K - 3 社会教育活動への参加

K - 3 - 1 青少年学級・講座受講者数 K - 3 - 2 女性学級・講座受講者数 K - 3 - 3 成人一般学級・講座受講者数
K - 3 - 4 高齢者学級・講座受講者数 K - 3 - 5 老人クラブ数 K - 3 - 6 老人クラブ加入者数

資料元 茨城県教育庁生涯学習課資料，茨城県長寿福祉課資料

K - 3 - 1 ~ K - 3 - 4 社会教育学級・講座数（青少年，女性，成人一般，高齢者）

教育委員会及び公民館が開設した社会教育学級・講座数である。

「学級・講座」は，一定期間にわたって組織的・継続的に行われる学習形態をいう。

青少年を対象とするものには「青年学級」，「青少年教室」等が，成人一般を対象とするものには「成人学校」，「生活学校」，「市民大学」等が，女性のみを対象とするものには「女性学級」，「女性講座」等が，高齢者のみ対象とするものには「高齢者教室」，「高齢者大学」等がある。

なお，参加者数は，各学級・講座参加申込者数であり終了者数ではない。

K - 3 - 5 老人クラブ数

老人クラブとは，高齢者の生活を豊かなものにするため，「生活を豊かにする楽しい活動」と「地域を豊かにする社会活動」を行っているものである。活動は主に，地域のクラブごとに行われている。ここでいうクラブ数は，地域ごとに結成されているクラブ数の合計である。

K - 3 - 6 老人クラブ加入者数

老人クラブの加入は，おおむね60歳以上の高齢者で，ここでは，クラブに加入している者の数を計上している。

K - 4 放送受信契約

K - 4 - 1 放送受信契約件数 K - 4 - 2 衛星契約数

資料元 日本放送協会資料

K - 4 - 1 放送受信契約数

放送受信契約数には，地上契約，衛星契約，特別契約の3種類があり，年度末現在の契約件数の合計である。

K - 4 - 2 衛星契約数

衛星契約数とは，放送受信契約のうち，衛星系および地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約をいう。

なお，この契約数は，日本放送協会（NHK）との契約のみである。